

## 「PCR原案策定計画登録申請書」の記入要領

PCR原案策定計画の登録については、「PCR原案策定計画の登録及びPCRの認定に関する規程」に基づくこととします。申請代表者の皆様は、以下の要領にならない、「PCR原案策定計画登録申請書」にご記入くださいますようお願いいたします。

### < 公開内容 >

#### 1 . 登録申請日

CFP制度試行事業事務局登録窓口に、申請書を提出する日をご記入ください。

#### 2 . PCR原案策定計画登録 申請代表者連絡先等

申請代表者とは、共に一つのPCR原案を作る計画実施事業者等を代表して、申請手続き及び関係省庁やCFP制度試行事務局等との連絡を行う方をいいます。

なお、ご記入いただいた連絡先は、「PCR原案策定計画」をカーボンフットプリントホームページ (<http://www.cfp-japan.jp/>) で一般公開した際に、参加を希望する関連事業者等がお問い合わせされるとき連絡先として使用させていただきます。

なお、計画実施事業者等とは、PCR原案策定計画に参加しPCR原案の策定に携わる事業者等（企業・業界団体等）をいいます。

#### 3 . PCR原案策定計画が対象とする製品が位置付けられる分類

PCR原案策定計画が対象とする製品の分類は、原則として計画実施事業者等が行うものとします。ただし、担当省庁により登録申請後に調整される場合があります。

製品の種類の名称が日本標準産業分類（平成19年11月改正）（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm>）に記載のある場合は、その名称に基づいてご記入いただくことが推奨されます。また製品の名称は、日本標準商品分類（JSCC）における小分類または細分類に相当する商品群程度であることが推奨されます。なお、「製品」とは、「すべての商品・サービス」のことをいいます。日本標準商品分類（JSCC）の例を以下に示します。

(分類の例)	
大分類	食料品、飲料及び製造たばこ
中分類	農産食品
小分類	米穀
細分類	精米
細々分類	国内産精米
6桁分類	水稲うるち精米

[出典] 総務省統計局ホームページ

#### 4 . PCR原案完成・認定申請予定時期

PCR原案を完成させ、PCR認定委員会へ認定申請を行う予定・時期をご記入ください。

#### 5 . PCR原案策定計画を実施する事業者等

以下の条件を満たす計画実施事業者等名をご記入ください。

(1) 当該PCR原案策定計画が対象とする製品のサプライチェーンに直接従事していること。  
ただし、当該サプライチェーンに直接従事している事業者等が構成する業界団体が含まれてもよい。

(2) 重大な法令違反等を犯している等、公序良俗の観点からふさわしくない事業者等が含まれていないこと。

(注1) 業界団体の参加は推奨される。

(注2) 計画実施事業者等が一社のみであることは妨げないが、PCR原案策定計画の登録申請を行う事業者等は、申請に先立ち、主要な関係事業者等の参加が得られるよう、可能な限り努力することが望ましい。

(注3) (1)のサプライチェーンにおける主要な温室効果ガス排出過程に直接従事している事業者等が含まれていることが望ましい。

(注4) 事業者等は他事業者等の計画実施事業者等への参加を不当に妨げてはならない。

< 非公開内容 >

## 6. 同意事項の表明

同意事項の内容は次の通りです。

- 著作権の譲渡：計画実施事業者等は、PCR原案がPCR認定委員会によってPCRとして認定された場合、その翻案権等のすべての著作権を国に譲渡するものとするに同意すること。
- 情報の利用：試行事業を通じて担当省庁が取得した事業者等に係る情報について、担当省庁が試行事業の実施に必要な範囲において利用することに同意すること。  
※登録申請書の公開部分の記載内容は、申請後（登録前及び登録後）に関係省庁による他事業者等への周知・調整等において利用されますので御留意ください。
- 担当省庁への協力：本規程の遵守に加えて試行事業において担当省庁からの指示に遅滞なく従うことに同意すること。

## 7. PCR原案策定計画への参加を呼びかけた事業者等

5. 【PCR原案策定計画を実施する事業者等】以外に参加を呼びかけた事業者等（企業・業界団体等）名をご記入ください。

## 8. 当該製品が含まれる分野のLCAの実績

当該製品が含まれる分野のLCAまたはCFPの実績について、できるだけ詳細にご記入ください。過去のLCAの実績が認められない場合には、PCR認定申請時に相当の時間がかかることとなりますので、ご承知置きください。なお、必ずしも申請者ご自身が実施したLCAである必要はありません。

## 9. その他注意事項

### A. 担当省庁による調整等について

担当省庁は、計画実施事業者等に対して以下の事項を含む調整等を指示することがあります。担当省庁は、その指示の内容をPCR原案策定計画に反映することを同計画の登録の条件とすることができます。

- (1) PCR原案策定計画が対象とする製品の種類の調整
- (2) 他のPCR原案策定計画（申請中のものを含む）との整理
- (3) PCR原案策定計画への登録申請事業者等以外の事業者等の参加

（注）PCRは関係するサプライチェーンの主要な事業者等のコンセンサスを得て策定されるこ

とが望ましいことから、担当省庁は、必要に応じ、計画実施事業者等に対し、主要な関係事業者等の計画への参加に向けた調整を指示する場合がある。

## B . 登録後にPCR原案策定計画を変更する場合について

登録されたPCR原案策定計画を変更する必要がある場合、申請代表者は、速やかに「PCR原案策定計画登録申請書」に変更箇所がはっきりわかるように記入\*して、CFP制度試行事業事務局まで提出してください。

\* 記入方法の例...

- ・ 変更前と変更後で文字色を変えて記入。
- ・ MS Office Wordの変更履歴機能を使って記入。

以上